

平成29年度あきた安全安心住まい推進事業関係 補助金交付要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この補助金は、住宅の増改築工事やリフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、住宅投資の波及効果による県内経済の活性化に寄与するとともに、安全で安心できる居住環境の向上を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 次に掲げる事業に係る補助金の交付手続き等については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(1) 住宅リフォーム推進事業

- ① 一般（持ち家）
- ② 多子世帯（持ち家）
- ③ 子育て世帯（空き家購入後）

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 持ち家住宅 自己又は配偶者が所有する住宅であつて、自己居住に供するものをいう。
- (2) 増改築 既存の住宅を増築又は既存の住宅の一部を解体し造り替えることをいう。
- (3) リフォーム 住宅の機能や性能を維持・向上させるため、住宅及び住宅の一部を修繕・補修・模様替え・更新（取り替え）・減築などを行うことをいう。
- (4) 多子世帯 18歳以下の子3人以上が同居している親子世帯をいう。
- (5) 子育て世帯 18歳以下の子が同居している親子世帯をいう。
- (6) 空き家住宅 人が居住していたことがあり、居住者又は利用者がいない住宅（証明者により空き家であったことが証明できるものに限る。）で、かつ、建築後10年を経過した住宅（借家住宅を除く。）をいう。
- (7) 証明者 当該空き家を所有していた者をいう。

第2章 住宅リフォーム推進事業

第1節 一般（持ち家）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、県内に住所を有する者（工事完了後に県内に転居する者を含む。）で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 持ち家住宅の増改築工事やリフォーム工事（以下「リフォーム等工事」という。）を行う者

- (2) 親、配偶者の親又は子が所有し、自ら居住する住宅のリフォーム等工事を行う者
- (3) 親、配偶者の親又は子の持ち家住宅のリフォーム等工事を行う者
- (4) 自ら又は配偶者が所有し、親、配偶者の親又は子が居住する住宅のリフォーム等工事を行う者

(補助対象住宅)

第5条 補助の対象となる住宅は、県内の住宅であって次に掲げる住宅とする。

- (1) 一戸建て住宅（同一敷地内の住宅用の車庫、物置含む（別棟も可）。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2（住宅用車庫、物置の面積を除く。）以上であること。）
- (2) マンション等の共同住宅（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）に限る。）

(補助対象工事等)

第6条 補助の対象となる工事は、前条の補助対象住宅に係る工事であって、次のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 住宅のリフォーム等工事で、次に掲げる全てを満たすもの
 - イ 住宅のリフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）のうち、次条に掲げる工事に要する費用を除いた額が50万円以上であるもの。
 - ロ 県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの。
 - ハ 平成29年4月1日以降に工事が完了し、第22条に規定する完了実績報告書を同条に規定する期限までに提出できるものであること。
- (2) 災害による住宅のリフォーム等工事で、次に掲げる全てを満たすもの
 - イ 平成28年10月1日以降の自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象により生ずる被害）に伴う住宅被害で市町村長等の証明を受けた被害の復旧工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）のうち、次条に掲げる工事に要する費用を除いた額が50万円以上であるもの。
 - ロ 県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの。
 - ハ 平成29年4月1日以降に工事が完了し、第22条に規定する完了実績報告書を同条に規定する期限までに提出できるものであること。
 - ニ この号による補助金を受けていないこと。

(補助対象外工事等)

第7条 次に掲げる工事に要する費用等については、補助の対象としない。

- (1) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 門・塀等、いわゆる外構工事（リフォーム等工事に関わる工事を除く。）
- (3) 太陽光発電システムの設置に係る経費
- (4) 県のその他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
- (5) その他、補助金の交付が適当でないと思われる工事及び工事費用

(補助金の額等)

第8条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 第6条第1号に該当する工事とする場合、住宅のリフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の $1/10$ に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が12万円を超えるときは、12万円とする。
 - (2) 第6条第2号に該当する工事とする場合、住宅のリフォーム等工事に要する費用（被害の復旧工事に要する費用に限り、消費税及び地方消費税の額を含む。）の $1/10$ に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が12万円を超えるときは、12万円とする。
- 2 補助金の交付（平成28年度までの住宅リフォーム緊急支援事業、安全安心リフォーム推進事業又は住宅リフォーム推進事業における補助金の交付を含む。第13条及び第18条において同じ。）は、一の住宅について一回限りとする。ただし、第6条第2号に該当する場合はこの限りでない。

第2節 多子世帯（持ち家）

(補助対象者)

第9条 補助金の交付対象となる者は、県内に住所を有し、18歳以下の子（平成11年4月2日以降に生まれた者）3人以上と同居している次の各号のいずれかに該当する者（工事完了後に県内に転居する者を含む。）とする。

- (1) 持ち家住宅のリフォーム等工事を行う者
- (2) 親又は配偶者の親が所有し、自ら居住する住宅のリフォーム等工事を行う者

(補助対象住宅)

第10条 補助の対象となる住宅は、県内の住宅であって次に掲げる住宅とする。

- (1) 一戸建て住宅（同一敷地内の住宅用の車庫、物置含む（別棟も可）。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の $1/2$ （住宅用車庫、物置の面積除く。）以上であること。）
- (2) マンション等の共同住宅（2以上の区分所有者（区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）に限る。）

(補助対象工事等)

第11条 補助の対象となる工事は、前条の補助対象住宅に係るリフォーム等工事で、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 住宅のリフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）のうち、次条に掲げる工事に要する費用を除いた額が50万円以上であるもの。
- (2) 県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの。
- (3) 平成29年4月1日以降に工事が完了し、第22条に規定する完了実績報告書を同条に規定する期限までに提出できるものであること。

(補助対象外工事等)

第12条 次に掲げる工事に要する費用等については、補助の対象としない。

- (1) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 門・塀等、いわゆる外構工事（リフォーム等工事に関わる工事を除く。）
- (3) 太陽光発電システムの設置に係る経費
- (4) 県のその他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
- (5) その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事及び工事費用

(補助金の額等)

第13条 補助金の額は、住宅のリフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の2/10に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が40万円を超えるときは、40万円とする。

2 補助金の交付は、一の住宅について一回限りとする。ただし、平成28年度までの住宅リフォーム緊急支援事業、安全安心リフォーム推進事業又は住宅リフォーム推進事業による補助金の交付を受けた住宅であって、多子世帯（持ち家）又は子育て世帯（空き家購入後）の補助金の交付を受けていない住宅にあつては、この節の補助金を一回限り受けることができる。この場合における補助金の額は、すでに交付を受けた補助金との合計で、40万円を限度とする。

第3節 子育て世帯（空き家購入後）

(補助対象者)

第14条 補助金の交付対象となる者は、18歳以下の子（平成11年4月2日以降に生まれた者）と同居し、次の全てを満たす者とする。

- (1) 空き家を購入し、平成28年10月1日以降に所有権を取得した（登記をした場合に限る。）者
- (2) 購入した住宅を持ち家住宅としてリフォーム等工事を行う者

(補助対象住宅)

第15条 補助の対象となる住宅は、県内の一戸建て住宅（同一敷地内の住宅用の車庫、物置含む（別棟も可）。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2（住宅用車庫、物置の面積除く。）以上であること。）とする。

(補助対象工事等)

第16条 補助の対象となる工事は、前条の補助対象住宅に係るリフォーム等工事で、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 住宅のリフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）のうち、次条に掲げる工事に要する費用を除いた額が50万円以上であるもの。
- (2) 県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの。

(3) 平成29年4月1日以降に工事が完了し、第22条に規定する完了実績報告書を同条に規定する期限までに提出できるものであること。

(補助対象外工事等)

第17条 次に掲げる工事に要する費用等については、補助の対象としない。

- (1) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 門・塀等、いわゆる外構工事（リフォーム等工事に関わる工事を除く。）
- (3) 太陽光発電システムの設置に係る経費
- (4) 県のその他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
- (5) その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事及び工事費用

(補助金の額等)

第18条 補助金の額は、住宅のリフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の3/10に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が60万円を超えるときは、60万円とする。

2 補助金の交付は、一の住宅について一回限りとする。

第3章 補助金の交付手続き等

(補助金の交付申請)

第19条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（リフォーム様式第1-1号、第1-2号又は第1-3号）に、別表1に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第20条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付を認めたときはリフォーム様式第2-1号により申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請の辞退・取り下げ)

第21条 申請者は、前条の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に申請を辞退することができる。

2 前項による辞退又は自己都合による辞退及び申請を取り下げる場合は、あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付申請辞退（取り下げ）届（共通様式第1号）を知事に届け出なければならない。

3 前項により提出があったときは、補助金に係る申請及び交付の決定はなかったものとみなす。

(事業完了実績報告)

第22条 申請者は、補助金を受けた事業が完了したときは、平成30年3月16日までに、完了実績報告書（リフォーム様式第3号）に、別表2に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。なお、交付決定後に工事内容に変更が生じた場合は、変更後の内容を記載するものとする。

（補助金の額の確定等）

第23条 知事は、申請者から前条に規定する完了実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、既に行った交付決定額の変更を要するときは、第20条の例によりリフォーム様式2-2号にて通知するものとする。

（補助金の支払い）

第24条 補助金の支払いは、前条の規定による額の確定後、支払うものとする。

（是正のための措置・報告）

第25条 知事は、第22条に規定する完了実績報告書の提出を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業に定める要件等に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを申請者に対して求めることができる。

2 知事は、補助事業に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な報告を求めることができる。

（財産の管理）

第26条 申請者は、補助金を受け取得した財産・機器等について、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第27条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

- (1) 知事へ提出又は報告する書類の記載事項に虚偽があるとき
- (2) 第25条第1項の規定に基づく措置をとらなかったとき
- (3) 補助金交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき
- (4) 前条の規定による管理義務を怠ったとき
- (5) その他知事が不適当と認めたとき

2 前項により補助金交付の決定を取り消すときは、共通様式第2号より通知するものとする。

3 第1項により補助金交付の返還を求めるときは、共通様式第3号より返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

別表1 補助金交付申請書類一覧（第19条関係）

一般（持ち家）	工事請負契約書又は請書の写し
	工事内訳明細書の写し
	補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の施工前の写真
	申請者と住宅の居住者が異なる場合は、居住者の住民票及び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本で申請日前3ヶ月以内に発行されたもの
	併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が1/2（住宅用車庫、物置の面積除く。）以上であることがわかる図面
	建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し及び図面
	要綱第6条第2号に該当する場合にあっては、市町村長等が発行する被災を証する書面又はその写し
	その他知事が必要と認める書類
多子世帯（持ち家）	住民票謄本又は戸籍謄本（いずれも申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）
	工事請負契約書又は請書の写し
	工事内訳明細書の写し
	補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の施工前の写真
	併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が1/2（住宅用車庫、物置の面積除く。）以上であることがわかる図面
	建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し及び図面
	その他知事が必要と認める書類
子育て世帯（空き家購入後）	住民票謄本又は戸籍謄本（いずれも申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）
	建物の不動産登記簿謄本（登記事項証明書）

購入した空き家住宅の売買契約書の写し
空き家住宅の証明書(リフォーム様式4号)
工事請負契約書又は請書の写し
工事内訳明細書の写し
補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の施工前の写真
併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が1/2（住宅用車庫、物置の面積除く。）以上であることがわかる図面
建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し及び図面
その他知事が必要と認める書類

別表 2 完了実績報告書書類一覧（第 2 2 条関係）

一般（持ち家）	補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真
	建築基準法第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同建築基準法第 7 条第 5 項又は同法第 7 条の 2 第 5 項の規定に基づき交付された検査済証の写し
	工事内容の変更により、第 2 2 条の規定により決定した補助金の額に変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し並びに変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事着手前の写真
	工事に要した費用に係る領収書の写し
	補助金交付請求書（共通様式第 4 号）
	住宅のリフォーム等工事後に転居する場合には転居後の住民票謄本
	その他知事が必要と認める書類
多子世帯（持ち家）	補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真
	建築基準法第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同建築基準法第 7 条第 5 項又は同法第 7 条の 2 第 5 項の規定に基づき交付された検査済証の写し
	工事内容の変更により、第 2 2 条の規定により決定した補助金の額に変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し並びに変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事着手前の写真
	工事に要した費用に係る領収書の写し
	補助金交付請求書（共通様式第 4 号）
	住宅のリフォーム等工事後に転居する場合には転居後の住民票謄本
	その他知事が必要と認める書類
子育て世帯（空き家購入後）	補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真
	建築基準法第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同建築基準法第 7 条第 5 項又は同法

第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し
工事内容の変更により、第22条の規定により決定した補助金の額に変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し並びに変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事着手前の写真
工事に要した費用に係る領収書の写し
補助金交付請求書（共通様式第4号）
転居後の住民票謄本
その他知事が必要と認める書類